

平成 29 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）議事録

1 日 時 平成 29 年 10 月 25 日（水）18：30～21:00

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 阿部委員，市川委員，岩館委員，大坂委員，桔梗委員，久保野委員，
黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，杉委員，鈴木委員，清野委員，
中村委員，松本委員，目黒委員，諸橋委員

※欠席：川村委員，白江委員，瀧澤委員，中嶋委員，

[事務局] 郷湖障害福祉部長，石川障害福祉部参事兼障害企画課長，伊藤障害者支援課長，佐々木北部発達相談支援センター所長，中村南部発達相談支援センター所長，阿部宮城野区障害高齢課長，槻田太白区秋保総合支所保健福祉課長，樋口泉区障害高齢課長，只埜障害者総合支援センター主幹兼事業係長(所長代理)，菊地宮城総合支所保健福祉課主幹兼福祉係長(課長代理)，小堺精神保健福祉総合センター相談係長(所長代理)，伊藤若林区障害高齢課障害者支援係長(課長代理)，加藤サービス管理係長，古澤地域生活支援係長，高橋障害保健係長，天野施設支援係長，那須指導係長，五十嵐主査，近藤(芳)主事，佐藤主事，玉川主事

ほか傍聴者 3名

4 内 容

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

会 長 皆様，おばんでございます。本日で今年度 5 回目の仙台市障害者施策推進協議会となります。来年度からの新しい計画をつくるための議論も押し迫ってまいりました。本日は，障害児支援作業部会の報告書骨子についての議論もあります。

委員の皆様からご意見をいただき，進めていきたいと思えます。ご発言の際には，できるだけ趣旨や結論を先に言っていただきますようお願いいたします。委員の皆様からもあまり時間が伸びないようにとご指摘をいただいておりますので，その辺も注意しながら進めてまいります。

以上であいさつとさせていただきます。

それでは皆様，本日もよろしく願いいたします。

事務局 阿部会長，ありがとうございました。それではここからの進行は会長に進めて
(小幡係長) いただきたいと思えます。阿部会長，よろしく願いいたします。

(3) 議事録署名人指名

(1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について，会長より坂井委員の指名があり，承諾を得た。

（4）議事

（1）次期計画の策定の経過について

会 長 続きまして次第の「4 議事」に入ります。最初に次期計画の策定経過について、事務局より説明願います。

事務局 ※ 資料 1 に基づき事務局より説明。
(石川参事)

会 長 はい、ありがとうございました。ただいま資料 1 に基づき、次期仙台市障害者福祉計画等の策定の経過や今後の予定について、事務局より説明いただきました。ただいまのことに関しまして、確認やご質問などありましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。
はい、市川委員お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。
「計画に関連する他の外部委員会等の経過」のところ、障害者自立支援協議会や精神保健福祉審議会において議論されていることも次期計画に反映されるとお聞きしましたが、そちらの協議会等で議論されていることについて、我々にご説明いただく機会やすり合わせを行う機会などはあるのでしょうか。例えば障害児支援作業部会の経過や内容については本日この会議の議事にもなっておりますが、その辺のことについてご説明願います。

会 長 事務局お願いします。

事務局 はい、こちらの協議会、審議会における検討経過等につきましては、次回 11 月 28 日に開催を予定しております第 6 回の協議会にてご報告させていただきたいと考えております。

会 長 市川委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。大事な確認ありがとうございます。
そのほか確認やご意見など、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
はい、桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 株式会社ジョイヤの桔梗です。こんばんは。
障害児支援作業部会の委員として、中村委員と杉委員が本協議会からご出席されていると伺いましたが、作業部会の委員選定に関して、たしか予定の説明はあったような気がするのですが、どなたが委員になったかという報告については、この会議の中ではいただいてなかったと思います。

平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）

もし次回 11 月 28 日の会議の際にその他の協議会・審議会における議論の経過について報告いただくのであれば、そのときに、こちらの審議会・協議会、それから作業部会の委員名簿についてもご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。ただいまの障害児支援作業部会の委員名簿のことなどについて、事務局お願いします。

事務局 障害児支援作業部会につきましては、本協議会にお諮りした上で設置し、ご協議いただきました。その際、本協議会から中村委員と杉委員のお 2 人に委員としてご協力いただきたい旨、私からご説明させていただきました。

(石川参事)

なお、本日資料としてお配りしております作業部会報告書の骨子の中には、委員名簿の掲載がございませんので、印刷の上、本日中にこの場でお届けさせていただきます。しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

※ 会議中に事務局より、名簿を配布。

会 長 では桔梗委員、委員名簿を印刷していただけるということで、間に合うと思いますが、よろしいでしょうか。大事な確認ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(2)障害児支援作業部会報告書の骨子について

会 長 では続きまして（2）でございます。障害児支援作業部会報告書の骨子案について、まず事務局よりご説明願います。

事務局 ※ 資料 2 に基づき事務局より説明。

(佐々木所長)

会 長 ありがとうございます。ただいま、次第の「4 議事」の（2）について、事務局よりご説明いただきました。

先程お話のあった委員名簿もいただきましたが、この障害児支援作業部会には中村委員と杉委員にご出席いただいておりますので、お 2 人からそれぞれ感想などいただきたいと思います。いかがでしょうか。最初に、副会長のお立場でご出席いただいた中村委員よりお話しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

中村委員 各ライフステージで支援をされている方々にお集まりいただきましたので、最初はそれぞれのライフステージにおける現状や課題、今後のことについて、この部会で丁寧にお話を聞いてくださいました。

この報告書には、もうこれ以上盛り込めないと思うくらい全て盛り込まれてお

りますが、それはおそらく、そのようなお話の中から抽出していただき、まとめてくださったのではないかと思います。

しかし、子どもという切り口の中でも、重度という概念についてはまだ様々な見解があると思います。

それから、今後の行動計画をどのようにしていくのかということについて考えた際に、こうなったらいいという意見が出るのは当然のことですが、とても様々な意見がたくさん出ましたので、どこから手をつけるのかということまでは、4回の会議の中では十分に話し合えなかったように感じており、少し気が引けるところがあります。

私にとって一番新しい感覚だったことは、子どもを中心に考えた際、福祉の分野では、関係しているところが全て集まって検討することが当然だと思っていましたし、その子どもの背景にある家族や地域、生育過程といったことも包括して情報共有することが前提と思っているのですが、教育の部分では、それとはまた少し違う概念があるということ、すごく新しい視点として知ることができました。そうしたことを超えた何かがこれからまた始まるのかなと思い、新しい発見と期待がございました。ありがとうございました。

会 長 はい、中村委員ありがとうございました。次に杉委員、よろしくお願いします。

杉 委員 はい、特別支援教育課の杉と申します。

今、中村副部長にお話しいただいたとおりでございます。事務局のほうでこのようにきれいにまとめてくださったのですが、4回の話し合いの中では、それぞれのお立場の方から、かなりさまざまな視点のご意見があり、私も教育の立場から、本当に思いつくままにお話しさせていただきました。

最初は、現状と課題の中に挙げております「ライフステージに応じた切れ目のない支援」と「重症心身障害児・医療的ケア児に対する支援」に関する現状分析からはじまり、1回2回と話し合いを続け、そしてまとめに入りました。

これも簡単にまとまっているように見えるかもしれませんが、実は文言を整理するにあたりいろいろと試行錯誤した背景があります。例えば、地域全体で支える体制づくりとありますが、これは地域というのはやはり必要だというご意見が多くありましたので、一番目に持ってこられたものかと思いますし、関係機関の相互の連携については、関係機関が縄を編むように太くからまり合っていくんだというようなイメージで、まだまだ連携は足りないという視点でのご意見を基にしたものかと思います。

それから2ページ目の最初のところになりますが、児童発達支援センターの位置づけについても議論されました。アールとの関わりの中で地域支援体制の充実を図っていくということについて、すごく強調されていたと思います。

それからライフステージを通じた支援とありますが、私も教育の視点から、情

報共有のツールとしての引き継ぎ書であったり、そのフォーマットなどについて、検討課題である旨お話しさせていただきました。

アーチルで今使われているサポートファイルといったすごくいいファイルがあるのですが、ツールとして活用されている方が一部の方々に限られております。そのような現状も踏まえまして、ここに広範囲という表現が入ったのではないかと思います。

それから「穏やかな成人期」という言葉についても、ここに現わすことになるのはすごく新鮮だなと、私の中では感じました。

それから 3 ページの上になるのですが、どうしてもご本人中心の計画ということが前面に出てくる中で、その介助者や家族への支援ということについても、ここにひとつ起こしていただきたいという委員の皆さんの視点がありましたので、その点についても骨子の中で強調された部分かと思えます。

最後に人材の育成についてですが、教員という言葉も入れてもらいながら、やはり研修を積んでいかなければいけない、人材を育成していかなければいけないということ、それから関係者同士の資質の向上、高め合いということについても、この中に入れていただきました。

私の全体的な感想も交えてお話しさせていただきました。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。中村委員、それから杉委員、どうもありがとうございました。ただいま次第の「4 議事」の（2）につきまして、事務局、それからお 2 人の委員より説明いただきました。

さて、このことに関しまして、皆様からご意見やご質問などありましたら、いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

目黒委員、お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒と申します。

2 ページの 2 の（1）の 3 番目に「穏やかな成人期」ということで「若年層のライフステージの各段階へ還元し共有していく」とありますが、どういう意味なのか説明していただきたいです。

会 長 はい、ありがとうございます。では事務局、佐々木所長お願いします。

事務局 はい、北部アーチル佐々木でございます。

（佐々木所長） 成人期の課題については、成人期になってから現れるというより、子どもの時期からの支援が大きく影響いたします。そのため、就学前、小学校、中学校、それから高校といった各ライフステージにおける育て方や周りの支援の仕方に、成人期の方の課題から見えてきたことを活かしていきたいと考えています。

各ライフステージの支援者や家族の方々に、良い面やそうではなかった面につ

平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）

いてご説明しながら、どのようにして関わっていけばいいのかを共有することにより、育ちを支援していきたいと考えています。

会 長 目黒委員，よろしいでしょうか。はい，ありがとうございます。
では久保野委員，お願いします。

久保野委員 久保野でございます。
今の目黒委員のご質問と同じところで，私は「穏やかな成人期」のほうについてよくわからなかったので，確認させてください。
成人になってからの現実の課題等を踏まえつつ，そこから振り返り，児童・若年の段階でどのようなことをしていくべきかを考えていくということだと思っておりますが，成人期という言葉が広く感じるので，この場合に想定している成人期，穏やかな成人期とはどのようなものなのか，その意味を教えてください。

会 長 はい，事務局お願いします。

事務局 はい，北部アーチル佐々木でございます。
(佐々木所長) ここは児童に関する部分ですので，この場合でいう成人期は，高齢になったところまでを含むものではありません。要するに，成人期を迎えるにあたっての目標として設定しております。

会 長 久保野委員，よろしいでしょうか。

久保野委員 はい，わかりました。就学時・進学時・卒業時といった記載がございましたので，まさに成人に至り，成人として安定していく過渡期の時期を念頭に置いて考えて良いのか確認したいと思い，質問させていただきました。そのような趣旨として承りました。ありがとうございました。

会 長 はい，ありがとうございました。では桔梗委員，お願いします。

桔梗委員 はい，株式会社ジョイヤの桔梗です。
今回の障害児支援作業部会における障害児の定義について，お伺いします。これまで協議会の中でも障害児というひとつのカテゴリーとして話をしてきましたが，一般的に障害に関するお仕事をしていたり，家族の会でお話しをしていますと，40 歳でも障害児と表現されることもあります。年齢で定義されているのか，それともアバウトに障害児ということなのか，今回，障害児の定義をどのように捉えてご検討されてきたのか教えてください。

会 長 はい、事務局お願いします。

事務局 北部アーチルの佐々木でございます。

(佐々木所長) ここでいう障害児については、児童福祉法の定義に基づき、0歳から18歳までを念頭に置いております。場合によっては障害児者ということで、児に限らず者も含めた話題として出ているところもありますが、基本的には18歳までを目安としております。

会 長 はい、桔梗委員お願いします。

桔梗委員 桔梗です。ありがとうございます。

今回の作業部会の委員名簿を見たときに、先ほど中村委員から各ライフステージに応じた委員が揃って検討されたといったお話がありましたが、この中では重度の心身障害児を対象とした話だけではなく、一般的な障害児に関することももちろん議論されていることと思いますので、もしも今度、作業部会か協議会かで障害児の施策に関する議論をするときには、高校期の部分を見ていただけるような方も、専門委員とすることについてご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 はい、ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。
黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員 みどり会の黒瀧と申します。

発達障害のスペクトラムについて少しお聞きしたいことがあります。

発達障害の中でもとりわけ知的な障害を伴わないスペクトラムの方、知能の発達した方が、高校から大学、そして就職に至る過程などにおいて、第二次障害的につづ病や統合失調症といった精神疾患を発症し、家族会に入って来られる方が結構いらっしゃいます。もしくは家族会に入らないにしても、お電話での相談が結構あったりします。そうした時に、一般的には小さい頃に赤ちゃん健診や3歳児健診、それから小学校入学時の健診を受けると思うのですが、どうして小さいときに発達障害があることに気づかないのかなと、疑問に思っています。

私の勝手な考え方もかもしれませんが、新生児からどんどん成長していくにつれ、親や家族が少しずつ気づいていくものではないのかなと思いました。

もう少し早くわかっていれば、いろいろな治療をしたり、学校を支援したりするなどし、二次障害にならずに済むのではないかと思ったので、その点についてお聞きしたいです。よろしくお願いします。

会 長 はい、ありがとうございます。今の黒瀧委員からのご質問について、0歳、1

歳半，3 歳児健診等とありますが，その段階で発達障害があるかどうかはわかるのかといったことも含めて，事務局からご説明願います。

事務局
(佐々木所長)

はい，北部アーチル佐々木でございます。

なかなか説明するのが難しいテーマでございます。スペクトラムのお話がありましたが，障害の程度も軽い方から重い方までたくさんいらっしゃいますので，障害なのかそれとも個性の範囲なのかといった線引きをするのは，なかなか難しい状況となっております。併せて，お子さんですので当然に成長していくわけですが，その度合いにも当然個人差があります。そのため，どの時点で障害といえるのか，その判断はなかなか難しいものとなっております。

育っていく中で，例えば学齢期には学校の勉強や人間関係など，様々な経験をしてくこととなりますが，特に障害特性があったとしても，周りの環境としてそのお子さんをきちっと支えられているような環境があり，生活上の生きづらさが少ないような場合もありますので，どのような場面でどれほど大変な思いをされているのか，全て見るのはなかなか厳しい状況にあります。明らかに発達に障害があると認定されるほど障害特性が強かったり，生活に支障がある場合には，周りの人が気がつくということもありますが，障害特性というよりも限りなく個性に近いというような方については，やはり状況や環境に応じて変わってくるところがあります。

そのため，家族の方などがなぜ気づかないのかということでしたが，それはなかなか難しいことだと思っています。

黒瀧委員

ありがとうございます。難しい，本当に難しいということがよくわかります，はい。

会 長

はい，ありがとうございました。久保野委員お願いします。

久保野委員

久保野と申します。

私は児童福祉法制の研究に携わっていますが，児童福祉の枠組みの中には，保護を必要とする児童の保護施策や，養育困難な状況にある養育者の支援といったことも含まれており，そのような観点で気になったことがあります。

今回，横の連携ということで，関係機関の連携や協議ということが強調されておりますが，要保護児童対策協議会など既にある機関との連携はどのようになるのか，確認したいです。

また，要保護児童との関係で進められている養育困難な事情を抱える養育者支援と，今回議論されているものとの関連性についても確認したいです。そのようなものとの関連を視野に入れてもよいのではないかと思います。

要保護児童の問題については，要保護児童対策協議会において既に動いている

ものと思います。もちろん対象児童が違うわけですが、現実の問題として、例えば虐待を受けているなど保護を要する状況にある児童の中には、一定数、障害があるゆえに養育困難の事情が生じ、そういった問題につながっていることがあるということが現場ではよく知られています。

なお、少し余談になりますが、要保護児童の研究との関連で私の知る限りでは、先ほど黒瀧委員からご質問のあった早期における発達障害の発見ということについて、福井大学の友田先生という方がパイロット事業のようなことをなさっており、市町村でモデル事業を行っているといったお話を伺ったことがありますので、そのようなことも参考になるのではないかと思います。

前半の質問について、よろしくをお願いします。

会 長 では久保野委員からの質問について、事務局、佐々木所長をお願いします。

事務局 北部アーチル佐々木です。

(佐々木所長) 要保護児童対策協議会の対象となるお子さんの中には発達障害のある方もたくさんいらっしゃいますので、我々アーチルの担当も要保護児童対策協議会に参加させていただいており、一緒に対応しているところでございます。

特に、先ほど出た 3 歳児健診などの担当課でもあります区役所の家庭健康課を中心に行っている地域の中での支援については、アーチルとも情報共有や連携を十分に取りながら行えていると考えております。

会 長 久保野委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ではそのほかいかがでしょうか。

はい、目黒委員、お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒です。

3 の（2）の「介護者・家族への支援」、ピアサポートの場づくりや家族と地域とのつながりに関するところについて、意見があります。

私たちは知的に遅れのある子どもの親なので、子どもが小さいときから障害について勉強し、長い時間をかけて障害のある子どもの親として徐々に慣れていくことで、わかってくることができました。

しかし、知的に遅れない子どものお母さん方は、やはりお勉強ができるということが自分の支えにもなっておりますので、子どもが大きくなったときに突然「障害です」と言われても、当然、受け入れられないと思います。電話などで相談を聞いていたりすると、「私たちは違うんです」、「障害とは違うんですが、でも困っているんです」ということをおっしゃられます。やはりきちんと障害について教えたり、こういうものだよということをお互いにはき出し合うことが必要かと思えます。

そのような人たちの集まりやそれをサポートしていくものがないと、子どもに納得ができずに暴力を振るってしまうなど、虐待につながったりすることもあるかと思います。

テレビのニュースなどを見ても、「あ、また始まったなあ」と思ったりすることがあります。ですので、その辺のことも考慮した内容を、入れていただいたほうがいいと思います。

会 長 大事なご指摘ありがとうございました。様々な活動の関わりの中から学ぶことがあるということで、その場づくりとして、そのようなお母さんたちもこのピアサポートの中に本当は入るべきなのかもしれないということでしょうか。

目黒委員 私たちはお母さんたちに自分の経験を伝えるといった活動をしています。ペアレントメンターという制度があり、文科省の方がその制度を使っていただいても全然かまわないということをお話させていました。ああ、そうなんだ、それにも使えるんだと思ったのですが、それはピアサポートということになるのでしょうか。

会 長 そのことも併せて事務局からコメントしてもらいますが、ほかに質問などある方はいらっしゃいますでしょうか。

はい、桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 桔梗です。

先ほど障害児の定義について教えていただきましたが、ここ最近何年も行ってきたヒアリングの中で、障害児のお母さん方の声でもありましたが、私の耳にずっと強力に入ってきていた心打たれた課題として、支援がなくなる 18 歳時点からのライフステージ、切れ目のない支援ということに関する声が非常に多かったと感じています。それは報告書にもまとめられていますし、私が参加させていただいているヒアリングにもその言葉があったかと思います。

それで今回の作業部会について、個人的には私も入りたかったなと思っていたのですが、特にそのようなお声もかからなかったのもので、その機会はありませんでした。18 歳までが障害児ということで、分けて話をしていくためにこの作業部会があったとするならば、ライフステージに応じた切れ目のない支援ということに関する議論は、カテゴリーとしては障害児ということで障害児支援作業部会における議論の対象となるのか、それとも障害者ということでこの協議会で議論をしていくことになるのか、どこで議論していくことになるのかという疑問を感じています。

この作業部会は専門家の先生が多いので、今まで上がっていた声も拾った上で検討がなされているものと思っておりましたが、そこでされなかったということに

ついて、今後の展開としては、どこで切れ目のない支援に関する議論をしていくことになるのか、教えてください。

会 長 先ほどの目黒委員の提案に関することも含めて、事務局よりお願いします。

事務局 (佐々木所長) まず目黒委員からいただいたご意見についてご説明させていただきます。障害の受容については、気づいていてもなかなか認めたくないという方も中にはいらっしゃいますし、目黒委員がおっしゃるとおり、それは年齢が上がれば上がるほど大変になることだと認識しております。

そのようなところから障害差別につながってくるなどもあるかと思えますので、こちらの提言として、「障害児の育ちを地域全体で支える体制づくり」のところに、障害の有無に関わらず地域の子供として考えてほしいということを盛り込んでおります。小さいうちから障害の差別について考えていただくことで、そのような考えが社会一般にどんどん広がっていけばいいと考えています。障害児の差別解消はなかなか簡単に進むものではないと思いますが、ずっと続けていく必要があるのだろうと考えています。

また、ピアサポートについては、様々な事業を行っており、実際にアーチルの中でもピアサポート的なことを行っておりますので、そのようなところからどんどん広がっていけばいいと考えています。

事務局 (石川参事) 続いて、桔梗委員からご質問いただきました切れ目のない支援について、ご説明させていただきます。

発達障害のある方等を含めた障害児への支援を生涯にわたり継続して行うということは、アーチルが担う大きな役割の一つとなっております。

具体的にどのような形でその役割を果たしていくのかについては、アーチルの中に外部の委員を交えた協議会等があり、そこでご意見などを伺いながら進めています。一生涯にわたる切れ目のない支援をどのようにしていくのかということについてもご議論いただいております。それを踏まえて支援を行っている状況にありますので、今後も引き続き努めていきたいと考えています。

会 長 桔梗委員、いかがでしょうか。

桔梗委員 ありがとうございます。アーチルの存在は非常に重要だと思います。しかし、何年ヒアリングをしても、切れ目のない支援に関する課題の声が消えることなくしておりますので、アーチルのあり方を考えることも必要なんだと思います。

また、確かにアーチルはそういう意義で存在している部署だと思うのですが、アーチルが行っていることに収まることなく、今後の議論、検討を続けていけたらいいなと感じております。

会 長 はい、ありがとうございます。
久保野委員、お願いします。

久保野委員 久保野でございます。

18 歳から 20 歳までの時期、それから 20 歳を少し超えた成人になる時期のことについて、教えていただきたいことがあります。

児童福祉法における児童の定義は 18 歳までとなっておりますが、要保護児童の保護や社会的擁護といった児童福祉の分野においてもまさに、切れ目のない支援が実現しておらず、19 歳以上の若年層の方に対する延長措置として、児童福祉法による保護を受けられやすいようにする施策が進んでいるかと思えます。

障害児の支援においてはそのようなものはあまりないと考えていいのか、先ほどの桔梗委員のご指摘の方向も含めて、確認させていただきたいと思いました。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 先ほど障害児の定義として 18 歳までと説明させていただきましたが、少し説明に不足がございました。成人との境界にあたるような若年層の方への支援として、一部、20 歳までサービスを受けられるということが障害の分野においても当然でございます。

また、当然、切れ目がないということが大事だと思いますので、その年齢が例えば 21 歳だったらいいかと言えば、そういうものではなく、大学への進学や初めての就職など、環境により変わってくるところがあります。そのような意味では、切れ間がない支援ということを考える上では、18 歳か 20 歳かというよりも、もっと広く考えていくべきではないかと思えます。

会 長 はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

ではそのほか、この障害児支援作業部会の報告などに関することについて、ご質問などありましたらいただきたいと思えます。

はい、鈴木委員お願いします。

鈴木委員 社会福祉協議会の鈴木でございます。

質問というより感想になるかと思えます。今後の障害児支援の方向性として、1 番目に地域全体で支える体制づくりと書かれておりますが、これはやはりすごく重要なことだと思っております。

その中でも、地域の子どもとして育む意識の醸成について、先ほど中村委員もおっしゃっていた実行策、実現するために具体的にどのように進めていけばいいのかということを見ると、例えば情報共有の問題など、さまざまなハードルが

あると思います。それらを少しずつでも切り崩していくことが必要なのではないかと思います。

地域の皆様の障害理解であったり、保護者の方の意識の変化などが組み合わされていかないと、なかなか地域の子どもとして育む環境は整っていかないと思います。

そのような意味では、こういったことを骨子の中できちんと位置づけ、みんなで取り組んでいくんだということを書かれているのは、すごく大事なことだと思いました。以上です。

会 長 大事なお発言ありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。大事なお指摘をいくつもいただきましたが、この（２）の議事について、大体のご意見が出たようであれば、（３）の次期計画の中間案骨子に関する議論も大事ですので、そちらの議論に移ってもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

（３）次期計画の中間案骨子について

会 長 では次に（３）でございます。次期計画の中間案骨子について、事務局より説明願います。

事務局 ※ 資料 3，参考資料 1 に基づき事務局より説明。

（石川参事）

会 長 はい、ありがとうございました。ただいま次期計画の中間案の骨子について、事務局よりご説明いただきました。併せて参考資料 1 で、委員の皆様からのご質問に対する見解が示されました。

ただいま説明があった骨子案について、ご意見やご質問等いただきたいと思えます。皆様からのご意見を踏まえ、次は中間案として、11 月 28 日にまた検討することになります。

いかがでしょうか。はい、桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 株式会社ジョイヤの桔梗です。ご説明ありがとうございました。

前回もこの骨子について、重要課題をどのようにしていくかなど、いろいろと意見を言わせていただきました。今回取りまとめていただいた資料 3 を見ますと、「現状と課題」の「主な新規・拡充の取り組み」というところ、差別相談員の配置や差別及び虐待相談ダイヤルの整備といったことなどが書かれているところですが、ここについて上から見ていきますと、整備や開設といったように、場所の整備も含め、設備整備の取り組みに関する記載がたくさんあるように感じました。

今後新設していくところの想定も含め、サービスの拠点となっている場所について、そういえばどこにあるんだっかなと、疑問を抱きました。確かに、冊子を見て住所を調べればどこにあるのかわかるのですが、できれば、次回までに骨

子を修正して終わるのではなく、本当はもうクッションほしかったなと思います。

できれば、今既にある事業所の場所を指すものであったり、今後設置整備されていくであろう場所について、マッピングされたような資料があるといいなと思いました。

それから、この整備に関しては前回も私から意見をさせていただいており、その際コメントした内容が参考資料 1 にまとめていただいているのですが、私がした意見と質問の内容が少し違う形で掲載されておりますので、後で修正いただきたいです。言いたかったことは、そのまま載ってはいるのですが、先ほどもお話ししたように、例えば市民サポートセンターのように、支援と名のつくところが一元管理されていて、ここにいけばトータル化されていてまずは何でも一時的に相談を聞いてくれるといった場があるといいのではないかとということです。さらに専門的な相談の場合はどこかに分けられるのかもしれませんが、例えば軽度から中度の重さの悩みであれば、1カ所に相談に行けば大体済み、重いところだけは専門部署に相談に行ってもらおうといったように、2段階くらいで済むようなことができればいいなという発言をさせていただきました。

それも踏まえて、この整備が段々と促進されていくのはいいのですが、場所が散らばっていくのか、それとも統制されていくのかもわからないので、そのことも踏まえて、マップ化していただけるとありがたいです。次回の会議までに、その資料を私たちに送っていただきたいです。

会 長 はい、ありがとうございます。ではそのような資料を準備していただきたいということで、事務局、お願いします。

事務局 (石川参事) 障害福祉サービスには様々なものがあり、民間で行っているものも含め全てを網羅した資料をつくらるとなると、かなりの数があり、時間等の関係から難しいと考えています。そのため、アーチルをはじめとした各公所や、障害者福祉センター、就労支援センター、児童発達支援センターといった機関について記載した資料を作成の上、お送りしたいと考えておりますので、ご了承願います。

会 長 桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 桔梗です。ありがとうございます。

時間が無いので、次回までにせめて公的施設の整備状況に関するマッピングをお願いしたいと思います。

しかし今後のこととして、障害のある方々にも見ていただけるように、例えばホームページにアップするなどし、何か困ったときにはここに行けば民間のサービスがあるとか、ここに行けば公的なサービスがあるといったように、実際に使える施策に発展していただければいいなと思っておりましたので、ここに限らず、

できれば民間事業所に関するマッピングについても、引き続きお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

会 長 はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。
はい、坂井委員，お願いします。その次に目黒委員，お願いします。

坂井委員 エイジェックフレンドリー仙台の坂井です。
資料 3 裏面の重点分野について確認したいことがあります。①として「市民に対する障害理解のさらなる促進」とあり、その 1 つ目に「地域における理解者の増加を目的とした障害理解サポーター事業の推進」とありますが、今の段階でどのような形をお考えになっているのか、教えていただきたいです。

会 長 事務局，お願いします。

事務局 はい，障害企画課石川でございます。
(石川参事) こちらの具体的な内容といたしましては，障害理解を進める研修ということで，例えば企業に広く研修を受けていただき，お勤めの社員の方々に障害理解を進めていくといったことなどを考えています。
また，一般市民の方々に対しても，今後，障害理解の啓発を進めていきたいと考えております。
どのような切り口で進めていくのが良いかといったことについて，現在プログラムの検討を行っているところであり，今年度中に完成させたいと考えております。

会 長 坂井委員，よろしいでしょうか。はい，お願いします。

坂井委員 エイジェックフレンドリー仙台の坂井です。
今のご説明からすると，イメージ的にはどちらかと言うと研修が中心といった感じなのでしょう。

会 長 事務局，お願いします。

事務局 はい，研修の結果，障害理解が深まった方から次の方へというように，障害への理解を広げていきたいと考えております。障害に関する基礎知識を得ることのほか，具体的な行動につなげていただけるよう，自分はどうするのか，次に何をすればいいのかといった行動に結びつくところまでご理解いただけるような研修にしたいと考えております。
現在議論している中では，当事者の方に自らの言葉で具体的にお話しいただく

平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）

ことが非常に効果的であると考えられておりますので、そうした点を考慮しながら現在検討を進めているところでございます。

会 長 坂井委員，よろしいですか。お願いします。

坂井委員 では，スピーカーズビューローもその部分に入るようなイメージでしょうか。

事務局 坂井委員がおっしゃるように，精神障害のある方に自らの体験等をお話しただく事業として，スピーカーズビューローという事業を行っておりますが，そのような手法も含めて，精神障害のある方に限らず，障害のある方からお話をいただきたいと考えております。

坂井委員 ありがとうございます。

会 長 よろしいですか，はい，ありがとうございました。
では目黒委員，お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒です。

重点分野の②に切れ目のない支援とありますが，この部分について少しわからないことがあるので教えてください。

2つ目に「ライフステージごとの発達特性や環境に応じた療育等の体制づくり」とありますが，この療育の体制づくりをどこでするのか，イメージができなかったので，何をイメージすればいいのか教えてください。

それから今の坂井委員のお話を聞いていて思ったのですが，①の障害理解のさらなる促進について，大学に入っている子どもが一定期間，支援つきで企業に実習をさせてもらうことで，理解が進み，就労先も見つかるといったようなお話を聞いたことがあり，そのようなものにもつながっていくといいなと思いました。

会 長 はい，ありがとうございます。事務局，お願いします。

事務局 障害企画課の石川です。

はじめに，2つ目にいただいたお話しについてご説明させていただきます。⑤として「安定して働くことができる就労支援体制の整備」とございますが，この中の3つ目に，「企業等への個別訪問強化による障害者が働きやすい職場づくりの促進」と書かせていただいております，市役所のほうからも企業への働きかけを進め，先ほどお話のありました，障害のある方を受け入れていただくための理解を進めていく取り組みをしていきたいと考えております。

それから，ライフステージに応じた支援に関するご質問についてお答えさせて

いただきます。こちらにつきましては、先ほどご説明させていただきました資料 2 の 2 ページをご覧ください。

縦横の連携によるライフステージを通じた支援ということで、今後重要となります縦の連携、それから現在ある横の連携をそれぞれ強化し、広げる取り組みを行うことで、ライフステージに応じた適切な支援を進めていきたいと考えております。

会 長 佐々木所長、どうぞ。

事務局 (佐々木所長) はい、先ほどからお話が出ております児童発達支援センターもございますので、そちらの機能強化も併せて進めていきたいと考えております。以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございます。目黒委員、いかがでしょうか。

目黒委員 先ほどの企業で働かせてもらうという話について、名前を思い出したのですが、就労支援ではなく、インターンシップとして受け入れてもらうというお話を聞きました。そういうのもあったらいいなと思いました。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは黒瀧委員、中村委員の順番でお願いします。

黒瀧委員 みどり会の黒瀧でございます。

到達目標の 4-③「事業所ごとの就労移行率」について、28 年度の実績が 27 年度より低くなっております。事業所で就労している方は普通に働いている方が多いのですが、家族会の中で数名のお母さま方から、精神障害のある方の場合は途中で挫折することがあるといったお話がよく出ます。

そのほかにも、一般事業所で働いて挫折した後に、A 型事業所や B 型事業所では働きたくないということで、自分には何が合っているかをそのお子さんが自分で見出した結果、内職にたどり着いたというお話もよく聞きます。親会社から子会社へと言いますか、昔からよく家庭でできる仕事として、内職を聞きますが、近頃も、自分の特技を生かした技能を身につけ、働いているというお話しがよく聞かれます。

精神障害のある方の場合は特に、一生懸命働いても挫折してしまい、病状が再発するといったこともあるのですが、内職のように家の中で働けて、週に 1 回だけ事業所に訪ねるといった形式の働き方でやれば、長続きしていることがよくあります。

東京の大手の会社から仙台の子会社に来て、そこから内職をやっている方が 2 名いらっしゃいます。仙台にもそのようなやり方をしているところがどこかにな

平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）

いのかと聞かれたのですが、どこかないものでしょうか。在宅でお仕事をするというやり方が、精神障害のある方にはすごく合っているというお話を近頃よく聞くのです。どこか仙台にはないのでしょうか。このような場で申し訳ありませんが、聞きたいと思います。もしわかりましたら教えてください。よろしくお願いいたします。

会 長 内職というか、在宅での就労についてということによろしいでしょうか。ということで事務局、お願いします。

事務局 (伊藤課長) はい、障害者支援課長の伊藤でございます。個別の事業所ということだと、申し訳ございませんがこの場でお答えできる情報は持ち合わせておりません。

障害の特性を踏まえた仕事とのマッチングということであれば、仙台市では就労支援センターでそのような支援を行っておりますので、そちらにご相談いただきたいと考えております。

黒瀧委員 ありがとうございます。では伺ってみたいと思います。ありがとうございます。

会 長 委員の皆様の中に情報をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。はい、桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 私が知る限りでは、昔は内職と言いましたが、今会長がおっしゃられたように派遣の上での在宅就労ということであれば、国の施策支援の中で、某人材派遣会社が、農業支援として障害者雇用を行っております。障害者が自ら派遣登録をして、在宅で農業に従事したり、人手を欲している最寄りの農業者さんのところに行ってお仕事をするといったものです。農業分野、一次産業者の分野において、国の施策の中にそのような施策がございます。

会 長 はい、ありがとうございます。では黒瀧委員、よろしいでしょうか。

黒瀧委員 ありがとうございます。少しでもそのようなところがあると知り、少し安心しました。最近、就労による病状の再発ということがすごく騒がれたものですから、そのようなところがあればいいなという願いでございました。ありがとうございます。

会 長 はい、ありがとうございます。それでは中村委員、お願いします。

中村委員 2つ質問があります。1つは単純なことなのですが、資料3の表面の「対象」の中に、「難病，発達障害，高次脳機能障害」と書いてありますが，発達障害というカテゴリーの表現が適切なかどうか，もう一度確認したいと思います。

それからもう1つは，先ほどの黒瀧委員からの就労の形態に関する意見，アウトリーチ型のものが制度の中に組み込まれていて選択ができるといったご意見であったと思うのですが，例えば重点分野の⑤の「幅広い業種を対象とした雇用促進及び啓発」というところに入るのではないかと思います。

前回欠席してしまいましたので，既に議論がなされていたのであれば申し訳ないのですが，重点分野の各項目について，委員からこれはどういうことですかと質問し，それに対して課長が回答するといった流れになっており，この分野について，委員の意見を聴取する機会はないのかなと思いました。

この協議会の中で福祉施策の計画が遂行されるのであれば，重点項目として整理をしていただき，それについて例えばアンケート調査をしたり，他の分野の協議会でなされたことや，この協議会でなすべきことが盛り込まれていくべきではないかと思うのです。

具体的なことについて協議をする機会はなく，それは仙台市の担当課が考えていくことになるのでしょうか。例えば障害理解サポーター事業の推進について，とてもいいなと思うのですが，その構想自体のことをここでは話し合えないのかということです。その辺のことについてお聞きしたいです。

会 長 そのことについて，ご意見があるのであれば，いただければいいですよ。

中村委員 しかし，回答されるということは，一番最初のところから始まるのではなく，既に構想ができているということではないですか。そのところは我々に求められていないのかどうかを知りたいと思いました。そのことに対してみんなが新たに意見を言ってもいいのか，それとも，もう既に決まっているので，確認から入ることになるのか，教えていただきたいです。

おそらくこの資料にまとめてくださった項目は，これまでの推移を踏まえて体系的に分類していただいているものだと思うのですが，ここは具体的なことについて協議する場ではないのかということを確認したいです。

会 長 これまでいただいたご意見を含めて，重点分野ということで事務局が整理しましたが，このことについてまた意見を言っていただければ，それでよろしいわけですよ。

中村委員 いいのかどうか問われなかったと思うので，確認しました。

会 長 意見いただいて，それを基に次回は11月28日に中間案の議論をすることとな

っております。

中村委員 わかりました。

会 長 ありがとうございます。事務局，お願いします。

事務局
(石川参事) はい，2つ目のご質問については，今，会長にお話いただいたとおりでございます。こちらに重点分野として掲載しているものは，基礎調査や，障害児支援作業部会も含めた委員の皆様のご議論を踏まえ，今後進めていく必要があることを具体にしたものです。これらの進め方や，こういったところに注意したほうがいいのではないかといったご意見については，当然，我々としてもいただきたいと考えておりますので，よろしくをお願いします。

会 長 よろしくをお願いします。中村委員，お願いします。

中村委員 例えば先ほど目黒委員がおっしゃっていた療育をどこの機関でやるのかというお話についてですが，ライフステージごとの発達の支援として，子どもや成人の支援をしていく場合，子どもの分野ですと，教育と療育の境目がわからないということがあります。

例えば教育の場合は，おそらく教えるを伝えていくという視点なのかもしれませんが，アセスメントはしないで，療育に関するアセスメントなど，何をもってして療育というのか，その辺のところは，名前のあり方や方針のあり方は同じなのかもしれませんが，子どものライフステージによって縦割りの行政区間が違うので，言葉が違います。

そしてそれに関わる機関や制度も分かれているので，今までの経験から言いますと，体制づくりと言ったときに，おそらく伝わりにくいかと思えます。

会 長 伝わりにくいことは明確にしたほうが良いと思います。

中村委員 はい，伝わりにくいので，明確にすべきではないかと思いました。

会 長 はい，ありがとうございました。ただいまのことにしましては，事務局，または杉委員，何かありましたらお願いします。

杉委員 はい，療育の部分の縦の中には教育や保育も入ってくると考えておりましたので，私の中では納得しておりました。違和感があるのであれば，例えば「環境に応じた支援の体制づくり」など，療育という言葉ではない別の言葉にしてもよるしいのかなと思いました。

会 長 　　というようなご意見もありましたが、事務局、お願いします。

事 務 局 　　障害福祉部長の郷湖でございます。

(郷湖部長) 　　これについては、今回お示ししております中間案骨子の位置づけと関係するところがありますので、その概略についてご説明させていただきます。

現在ご議論いただいている計画は、最終的には、必要な内容をすべて盛り込んだものとして冊子となるため、かなりの分量となります。その内容を、今回、中間案骨子としてご提示しておりますこの A 3 版両面の資料に収めることは、困難です。そういった分量の関係から、特にこの重点分野に関する記載について、現時点では、考えられる必要な取り組みをすべて整理した上でまとめたというものではございません。

この協議会や作業部会などの皆様からいただきましたご意見、現計画の進捗や残った課題といったものを踏まえ、我々が今考えていることを、この紙面で表せる分量の範囲で表現させていただきました。

重点分野について、①から⑥まで掲げているこの名称自体は、今回お示した内容で固めたいと考えているのですが、①から⑥にそれぞれ黒丸の記号で掲載しておりますレベルの内容については、現段階では今申し上げましたような範囲・熟度として掲載しております。

特にアーチル所長からの説明や、中村委員と杉委員からのお話にもありました障害児福祉計画に関連する②の部分については、先ほどライフステージに関するご意見や児童発達支援センターに期待される役割などについてのお話もいただきましたが、非常に多くのご意見をいただいております、それを何とか 1 行で書いた場合の表現として、アーチルでまとめたものを掲載しております。

このあたりの細かい表現については、ここにまだ盛り込まれていない部分も含めて、11 月 28 日に開催予定の第 6 回会議において、わかりやすい表現に整理の上、ご説明申し上げたいと考えています。

会 長 　　はい、ありがとうございます。ということで、ここに記載されているものについて、わかりづらいものはわかりづらいとご指摘をいただくことも大事なことですよね。そしてこの療育等というところがわかりづらいのではないかとご指摘をいただきました。

それに対して杉委員からは、療育等という表現がわかりづらいのであれば、案として、支援という言葉で表現しても良いのではないかといったご意見をいただきました。委員の皆様からご意見をいただいて、中間案に向けてさらに議論を進めていきたいと思っております。

また、中村委員からは、発達障害という言葉についての確認もございました。

平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）

中村委員 発達障害という名称が刻々と変化していると思いますので、今回これを入れることが適切なのかと、少し疑問に思いました。

会 長 発達障害の名称が変化しているのですか。

中村委員 そうですね、今は自閉症スペクトラム群ということなどがありますが、どの分野の総称として表現していらっしゃるのかにもよりますので、もしご説明いただけるようであれば、それでもいいと思います。

会 長 事務局、何かありますか。

事務局 はい、北部アーチル佐々木です。

(佐々木所長) 発達障害については国が定めている定義があります。発達障害には様々な特性や支援があり、なおかつ近年特に社会に認知されてきておりますので、様々な議論がされているところですが、発達障害という言葉自体は現在も引き続きあります。

判定基準といいますか、病名のところでの変更と少し誤解されているのかもしれませんが、特に国の制度的なところ言えば、発達障害という表現は現在もそのまま変更のない状況となっております。

会 長 はい、お願いします。

事務局 南部アーチルの中村でございます。

(中村所長) 今、佐々木所長の申し上げたとおりですが、付け加えてご説明いたしますと、発達障害は、発達障害者支援法で疾患名などについてもきちんと決められています。しかしながら、発達障害は疑い例まで含むという点でなかなか難しいということを、私たちも現場の支援の中で感じております。中村委員からのお話しは、そのような状況も踏まえてのご確認ではないかと感じたのですが、いかかでしょうか。

会 長 中村委員、お願いします。

中村委員 私ももう一度調べてみます。

会 長 発達障害の中には自閉症スペクトラムや学習障害も入るというように、包括した言葉として発達障害という言葉が使われていると思います。

では久保野委員、お願いします。

久保野委員 先ほどの部長のご説明を伺っていて思ったのですが、今後の予定として、次回、11月28日に中間案としてまとめ、その後、比較的早い時期にパブリックコメントを行うことを考えると、もうあまり時間がないと思いますので、本日いただいている資料の中でも、特にどの部分について意見を申し上げたほうがいいのか、大きな変更を要するところがあるのであれば、そのようなことも踏まえて、少し焦点を絞っていただくほうがよろしいのではないかなと思いました。

会 長 はい、ありがとうございます。では事務局、この中でも委員の皆様からご確認やご意見などいただきたい分野がどの辺なのか、示せるようであれば示してください。

事務局 (石川参事) はい、事務局といたしましては、基礎調査をはじめ、これまで皆様からいただいたご意見等を踏まえて、今回、中間案の骨子としてまとめておりますので、これについて、例えば具体的にはどのようなことを考えているのかといったご質問や、これは特に大事なのでぜひ盛り込む必要があるのではないかとといったご意見をいただければ、反映できるのではないかと考えています。

これまでの議論を踏まえたと、おそらく、もう一度、一から考えるということはないと思いますので、例えば先ほどいただいた重点分野に関するご意見など、今記載しておりますことについて、この部分についてはこうしたほうが良いといったご意見などをいただければと考えています。

我々としてはおおむね骨子としてまとめることができたものと考えておりますが、ここのところはこうしたほうが良いというような具体的なご意見やご質問などがあれば、いただきたいと思えます。

会 長 そのようなことで、確認や表現の仕方も含めて、委員の方からご意見いただきたいと思えます。

はい、松本委員、それから鈴木委員、目黒委員の順番でお願いします。

松本委員 仙台つるがや福祉会の松本と申します。

計画相談支援について意見があります。今回のこの骨子案では、相談支援が非常に大切であるということで、基幹相談支援センターの整備についても重点分野に入れられており、大変心強いのですが、私の法人でも指定特定相談支援を行っている現場の視点でお話しさせていただきますと、今年度になってから指定特定相談支援事業所の中でも何カ所か閉鎖されたところがあります。閉鎖されるにあたり、そこで相談されている方たちから、私どものほうにも受け取ってもらえないかといったご相談をいただいたりしてありました。

閉鎖の理由は、給付費が少なくて運営できないことが原因といわれておりました。実際、そのとおりです。

いろいろな事業を行っている法人であれば、法人全体としてひとつの財布と考えておりますので、必要な事業だと思って何とか運営はしておりますが、そうではない法人では、運営が大変厳しい状況にあります。一方で、見込量を見ますと、どんどん増えていく見込みですので、今の状態でこの見込量のニーズにきちんと応えていけるのかといった不安があります。

本日も、支援学校を卒業するので将来のために相談にのってくださいといったお電話をいただきました。この計画相談事業を始めてから毎年、秋頃になると進路の話が段々と具体的になりますので、相談にのってくださいといった電話が大変増えてきます。

しかし、私どもではもうこれ以上抱えられないくらいの相談ケースを抱えておりますし、新規の相談は受けられないといった状態にあります。ですので、予算のかかることではあるのですが、相談支援体制の整備か、あるいは⑥の基盤整備に、相談支援事業所の整備促進などの施策を盛り込んでいただけないかと思いません。これは3年間の計画ですので、3年目の最後の年にでも計画に入れば、市民の皆さんも安心できるのではないかと思います。

計画相談と言いましても、セルフプランがあるじゃないかと言われるのですが、セルフプランを立ててそれで終わりではないです。相談支援事業所は、サービスの利用計画を立てたらそれで終わりといったものではなく、そのほかの様々な相談事にも応じるといった機能を果たしております。

おそらく相談している人も、計画を立ててほしいだけではなく、いろいろな話しをして、相談にのってもらいたいのだと思います。そのような意味でも、やはり地域で気軽に相談できるようなもっときめ細かい体制づくりが必要なのではないかと考えておりましたので、できれば重点分野のどこかに、そのようなことを入れていただきたいと思えます。

会 長 はい、大事なご指摘ありがとうございます。

では鈴木委員、目黒委員の順にお話しいただき、関係することについて、また事務局よりお話しいただきたいと思えます。

鈴木委員 社会福祉協議会の鈴木でございます。

重点分野のところで先ほどから議論になっております②について、やはり他のところと比べると具体的なイメージがなかなか湧きづらいと思えます。

もしかすると項目が増えるのかもしれませんが、作業部会での議論もありますので、それを踏まえてイメージできるような書きぶりをしていかないと、なかなかこの文章だけでは理解しづらいと思えます。

それから主な見込量のところについて、これはあくまで主な内容であり、前回の資料から抜粋した数字であると認識しているのですが、これ以外の例えば地域生活支援事業の必須事業なども、基本的には計画上は載ることになるのだと思

ます。それらについても、現在も前回の資料の数字と同様と理解してよろしいのか、教えていただきたいと思います。

最後に、事前送付の資料と今回の資料とで違っているところがあるのかなのかについても、教えていただきたいです。事前に資料をお送りいただき、一通り目は通しましたので、変わったところがあるのであれば、教えていただきたいです。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。それでは目黒委員のご意見をいただいてから、事務局より併せてご説明いただきたいと思います。目黒委員、お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒です。

中間案骨子の到達目標のところにある「1-① 施設入所者の地域生活への移行」について、国の方針は9%ですが、実情に合わせて3%の地域移行といったお話がありましたが、どのような実情なのか教えていただきたいです。

会 長 はい、ありがとうございます。ただいま3人の委員の皆様からご指摘があったことに関しまして、事務局、お願いします。

事務局 はい、障害者支援課の伊藤でございます。

(伊藤課長) 私からは、まず松本委員からいただいた計画相談支援に関するご意見についてご説明させていただきます。計画相談支援につきましては、報酬単価が実態に見合っていないことも含め、様々な課題を抱えているものと認識しております。どこの都市でも共通した課題を抱えているということもあり、我々といたしましても、例年、国に対して要望活動を行ってきているところですが、きちんとニーズにこたえられるように今後どのような形で対応していけるのかといったところにつきましては、明確な整理がまだできていない状況でございます。

しかし、そうした中でも計画相談支援は重要であると認識しておりますので、計画にどの程度のことを記載できるのか、事務局内部で検討させていただいた上で中間案に反映させてまいりますので、次回の中間案をお示しする際に、ご確認いただきたいと考えております。

次に、目黒委員からご質問いただきました地域生活への移行についてご説明いたします。国が9%の目標を定めているのに対し、仙台市では実態を踏まえて3%としております。これは、現在施設には障害の程度が重い方々が入所されておりますが、正直なところとして、そういった方々が安心して地域で生活していくための体制の整備がまだ追いついておらず、実態として地域への移行が進んでいない状況となっております。私からは以上でございます。

事務局 はい、障害企画課の石川でございます。

（石川参事） 鈴木委員からのご意見等にお答えさせていただきます。はじめに重点分野の②がわかりにくいのでイメージできるような表現にすべきではないかといったご意見をいただきましたが、こちらについては、中間案のほうでわかりやすい表現に改めたいと考えております。

また、地域生活支援事業等の見込量に関するご質問についてですが、こちらにつきましては、前回お示した数値と変わるものではございません。今回はスペースの都合上、省略させていただきましたので、ご理解いただければと思います。

最後に、事前に送付させていただいた資料と、本日机上に配布させていただきました資料との違いについてご説明いたします。重点分野の「③ 重い障害等のある方に対する支援の充実」のところに、項目として2つの事業を追加いたしました。具体的には、「重症心身障害児(者)に対する入浴事業の新設」と「中途視覚障害者、高次脳機能障害、難病の方など多様な障害特性に応じた機能訓練、生活訓練などきめ細やかな支援の実施」になります。よりわかりやすいイメージを持つことができるだろうということで、今回新たに追加させていただきました。以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございます。3人の委員の皆さん、いかがでしょうか。では、市川委員、お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。

2点、お願いしたいことがあります。1つ目は、重点分野の⑤についてです。この内容を見ますと、一般就労と雇用の促進、それから就労定着といったことについて書かれてあります。就労定着については、就労支援事業所がこれからやるということであればカバーできると思うのですが、やはり一般就労できない人たちであっても、福祉的就労の場があります。前段のほうでも一般就労と福祉的就労について書いてありましたが、福祉的就労はその人の働きがいであったり生きがいに通じるものです。一般就労できる人はできる障害者で、それ以外の人たちはレベルの低い人なんだといった差別意識のような見方につながってしまうと、まずいと思うのです。

福祉的就労は働く場として大事なところでありますので、そのために仙台市はこの人たちの働く場の確保や質の向上などに力を入れるんだということを、この⑤のところに追加していただけないかというのが私の意見です。ぜひお考えいただきたいと思います。

それからもう1つは、到達目標の「2 保健・医療・福祉関係者の協議の場【新】」と書いてあるところ、先ほど課長から国の指針どおりのメニューを書いたといったご説明をいただいたところについてです。今から計画して3年先の32年度末までにとしたことではなく、国はそうかもしれませんが、仙台市では30年度にはつくるんだといったような姿勢を見せていただければ、精神的に非常によろ

しいのではないかと思います。5-④のところでも、30 年度末時点までにはそのような場をつくるといったことが書かれてありますので、このような場をつくるのは、やはり早めのほうがよろしいと思ういます。

利用者の目標率を上げるといったことなどになると、非常に流動的なので難しいと思うのですが、場をつくるということであれば、政策的にできることなのではないかと思いますので、やはりもう少し早めに設定してあげるようお願いいたします。以上です。

会 長 市川委員から運営などに関するご指摘をいただきました。
杉委員、お願いします。

杉 委 員 特別支援教育課の杉です。

今、市川委員からお話のあった協議の場の設置について、私も同じ意見です。特に医療的ケア児の支援に関しては、厚労省や文科省もすごく後押ししていることなので、おそらく来年にはもうつくることになっていると思います。

しかし、31 年度や 32 年度と後のことを考えたときに、つくったら目標はもうそれで終わりとしていいのかといった疑問があります。

また、医療的ケア児に関しては、作業部会ですごくいろいろな方からご意見をいただきましたので、その関係で、例えば医療的ケア児に対する支援の到達目標は違う目標にできないのか、教えていただければと思います。

会 長 はい、ではお 2 人の委員から要望と確認ということでいただきましたので、事務局のほうで答えることができることは答えていただきたいと思います。お願いします。

事 務 局 はい、障害企画課の石川でございます。

(石川参事) 市川委員からいただいた福祉的就労に関するご意見については、どのような形で盛り込めるのか、表現の仕方も含めて検討してまいりたいと考えております。

それから、杉委員からもご意見いただきました到達目標として掲げている協議の場の設置につきましては、32 年度末までに設置するとありますが、できるだけ早く設置できるかどうか検討の上、速やかにできるようにしてまいりたいと考えております。

また、医療的ケア児に関する支援につきましては、到達目標にございますとおり、30 年度末までに設置するという事で考えております。ご意見いただきましたとおり、もちろん設置するだけではなく、何を議論し、どのように進めていくのかといったことも大事なことです。その点も踏まえて対応してまいりたいと考えています。

会 長 ありがとうございます。さて時間も迫ってまいりましたが、それぞれ大事なことについては議論をお願いしたいと思います。委員の皆様から、このところについて何かございますでしょうか。

 はい、坂井委員、お願いいたします。

坂井委員 エイジェックフレンドリー仙台の坂井です。

 重点分野の「⑤ 安定して働くことができる就労支援体制の整備」のところにあります「就職後も働き続けるための就労定着の取り組みの強化」について、確認したいことがあります。今の段階では当然、決まっていないと思うのですが、例えば離職率や定着率といったことについて、どのような方法で把握されるのか確認したいです。

 それから、考え方として提案したいことがあります。例えば実際に就職されて働いて成功されている方のお話であったり、逆に失敗した事例などについて、お話を聞いて情報共有できるような場が必要ではないかと思います。

 また、仙台市の就労支援センターのほうに関係することなのかもしれませんが、コーディネートの中でミスマッチングを減らせば、基本的には就労できる確率が高くなると思いますので、その辺のアイデアがあればいいのではないかと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。委員の方から、ほかにはご意見等よろしいでしょうか。

 はい、中村委員、お願いします。

中村委員 就労のミスマッチングは、その方の障害の特性を把握していないことや、得意な分野を引き出す支援がなかなか充実しないことにより起こり得ることだと思いますので、やはり療育的な支援と関係することだと思います。

 そのため、職員のアセスメント力や障害特性の見極め方といったことなどが大切になるのだと思うのですが、支援や療育、それから教育やしつけなど、世の中でいろいろな表現で言われている人間教育のあり方というのは、経年変化によって価値観が全く違うと思います。そしてそれを一人の人が全部受けるわけですよ。それが今の中では苦しいと言いますか、私の中では少し整理できなくなっています。例えば、重点項目のところに「② 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する切れ目のない支援」とありますが、まとめ方が美しすぎるんですね。

 では何なのかということまで言及せず、漠然とした理想像の話でいつも終わらせていると、何年、重点項目をつくったとしても、一歩ずつも進めないのではないのかといった焦りがあります。そんなに美しくなくてもいいので、段階を踏んで、具体的な施策を提言したほうがわかりやすいのではないかと思います。

 それから、相談支援事業に関して2つ質問があります。例えば、相談支援の単価について、介護保険並みの人数を受託すれば経営できるのではないのかといった

数の論理でおっしゃっていると思うのですが、障害の場合、先ほどの松本委員からのお話にもありましたように、個別の特性に応じた支援をしていますが、それが難しい状況にあります。それについてはおそらく、仙台市でもわかっていることだと思います。私たちが国に対して施策の提言をすることはなかなか難しいので、地方行政の中で、国に施策の提言をする機会があるのかお聞きしたいです。

それから、今回、30 年度からの新しいいろいろな支援事業について書かれていますが、例えば相談支援の中には、今までおそらく各事業所の持ち出しで行ってきたような部分もあるかと思います。それを 30 年度の新しい事業の中に落とし込み、価格が少し高くなるような事業のつくり方をアイデアとしてできないものかどうか、私は勉強不足ですぐに提案できないのですが、確認したいです。

相談支援事業所に相談以外にはどのような支援をしているのかといった調査をしていただければ、おそらく計画相談支援といった事業の中ですごく幅広い支援を行っているということがわかるとは思います。そうした支援について、相談だけでは単価を上乗せできないにしても、新たに単価を上乗せできるような制度に組み込むことができれば、もしかしたら継続の可能性もあるかもしれないと思いました。

会 長 はい、ありがとうございました。ただいま、坂井委員、それから中村委員からご発言いただきました。その関連で、事務局、何かお願いします。

事務局 はい、障害者支援課伊藤でございます。

(伊藤課長) まず、坂井委員からいただきましたご質問等についてご説明いたします。

国のほうでこの計画を策定するための基本指針を示しており、その中で、就労定着支援事業が 30 年度から新たに給付事業として追加されることとなっております。この定着率の算出方法についても国から示されることが想定されておりますので、そういったところを活用いたしまして、仙台市としても今後定着率をお示しできるように取り組んでまいりたいと考えています。

また、就労の成功事例や失敗事例の共有に関するご提案をいただきましたが、こちらについては、仙台市でも雇用促進セミナーやフォーラムなどにより、成功した企業の例などをご紹介させていただいております。そうした事例紹介の取り組みについて、今後もう少し拡充できるようにしていきたいと考えています。

それから、ミスマッチを減らしていくことが離職の低下につながるといったご意見をいただきましたが、まさにそのとおりであると考えております。今後、仙台市でも企業等への訪問の強化やマッチングの強化に取り組んでいきたいと考えておりますので、そうした部分を計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、中村委員からいただきましたご意見等についてご説明いたします。相談支援事業の単価に関して、国に提言する機会があるのかといったご質問をいただきましたが、これについては、政令市では例年、二十一大都市心身障害者（児）

福祉主管課長会議といった会議を設けており、現在の障害保健福祉に関してどのようなことを国に要望しなければいけないのかといったことについて、各都市と一緒に協賛し、代表都市から毎年国に要望を出させていただいております。

そうした取り組みを通して、我々としても、そもそもの報酬単価が引き上げられるように、今後もしっかりと働きかけていきたいと考えております。

それから、相談支援事業の実態を把握してどのようなところの単価が上乘せされるべきなのか検討すべきではないかといったお話につきましては、我々としても相談事業所の実態をすべて把握しているわけではございませんので、今後そのような視点で、調査など、実態を把握できる手法が何かしらあるのか検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは時間ももう 9 時になろうとしていますが、最後に清野委員、諸橋委員、岩館委員、それから佐々木委員、何かあれば一言お願いしたいと思います。

本当に一言ずつくらいしか時間ありませんが、ではまず清野委員、お願いします。

清野委員 はい、ピアサポートチーム七夕の清野です。

意見にも書かせていただきましたが、安定して働くことのできる就労支援体制の整備というところについて、仙台市だけで取り組むにはやはり限界があると思いますので、ハローワークや職業センターなどとうまく連携を取っていくことが本当に大切だと思います。先ほどのマッチングの話にしても、プロの専門機関としてやはり職業センターにかなうところはなかなかないと思いますので、ぜひ連携をして、一緒にやっていくことが一番近道なのではないかと思いました。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。では諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 前にもお話が出ていたかもしれませんが、気になっていることについて一つだけお話しさせていただきます。基本目標のところ、2行目に「多くの場合、障害は社会の側にあり」といったことが書かれているのですが、この「多くの場合」という表現を違う表現にしたほうがいいのかと思いました。むしろ社会の障壁の課題に取り組むといった言い方をしたほうが、文章的にすっきりするのではないかと思います。

それから、課題として市川委員からもお話のあったところについてお話しさせていただきます。今の制度の問題もあるかもしれませんが、雇用というよりは、障害のある人も働くことを通じて生きていくための収入や生きがいをしっかり獲得していくことが大事ですので、内職といった話もありましたが、B型やA型も

含めて、多様な働き方や雇い方への取り組みについて、それが雇用率にカウントされるかどうかといった点では難しいところかもしれませんが、考えていく必要があるのではないかと思います。

企業からの委託事業や授産品の取り組み強化をしっかりと入れてもらうといいと思います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。それでは岩館委員、お願いします。

岩館委員 精神科医になって 40 年になるのですが、実際に今の患者さんといろいろとお話をしていると、サービスが増えたとはいえ、非常に歯がゆいところもあり、やはりまだ一人一人に必要な細かいサービスが行き届いていないのかなと感じています。

以前にも申し上げましたが、せっかくグループホームに入ったのに退所させられるケースがあったり、それから就労もかなりうまくいって本人としてはもっとステップアップしたい、ステップアップさせてもらえんと思ってたのに、障害者を雇っているということで良しとされてしまい、それ以上のことは望まれずに結果的にやめてしまったといったケースなどがあります。

非常に細かいことなのですが、そういった質の問題にまで踏み込んでいかないと、実際にはなかなか進まないのではないかと感じています。いろいろな事業所を見ていて、新しく立ち上がったからという過渡期の問題なのかもしれませんが、就労支援事業所と言いながら、すぐに期限が切れてしまい、結局、この間に一体どれくらいの就労支援をしてもらったのかなという気がする場合もあります。

その辺のことがこれからの課題になるのではないかと感じています。

会 長 はい、ありがとうございました。では佐々木委員、何かあればお願いします。

佐々木委員 私からは特にありません。

会 長 ありがとうございました。では大坂副会長、お願いします。

大坂副会長 この協議会で計画をつくっていくわけですが、そのつくった計画が実際、どれだけ具体的に達成できるのかが大事だと思います。それからせっかくつくったメニューが 12 時半頃学食に行くメニューはあるのに売り切れですといったことにならないようにするために、どうしたらいいのか、それに近い話が本日たくさん出ていましたが、引き続きここで議論をしていく必要があると思います。つまり計画をつくって終わりということではなく、計画をつくることは始まりであり、官民協働でどのようにして一緒につくってやっていくのかということが大事だと思います。そうしたことが、おそらく中村委員が先程おっしゃっていたようなこ

とを解決していくことにもなるのではないかと考えています。つくったものが蔑ろにならないようにしていく責任が、我々にもあると思いますので、そのようなことをしっかりやりながら、計画をつくっていくことが大事だなと思いました。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。では委員の皆様の発言について、事務局から何かあればお願いします。

事務局
(石川参事) ありがとうございます。さまざまなご意見をいただきましたので、中間案を策定するまでの間に、本日いただいた意見を十分に踏まえ、どのような修正ができるのか検討してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは次第の 4 の議事（3）についてはここまでとさせていただきます。

(5) その他

会 長 さて、次に次第の 5 として「その他」とあります。まず委員の皆様から何かあればいただきたいと思います。

はい、目黒委員、お願いします。

目黒委員 毎回チラシを配っているのですが、今日は持って来なかったのですが、今週の日曜日に福祉プラザで 10 時から「希望を持って生きていくために」という講演会を開催する予定です。強度行動障害をテーマに、会場からいろいろな質問を集め、それについて答えていただくことを考えております。頑張ります。どうぞ時間がありましたらお越しく下さい。よろしくをお願いします。

会 長 はい、ありがとうございました。

また、本日は、清野委員から貴重な資料をいただいております。ありがとうございました。

ということで、この次第の 5 の「その他」についても締めさせていただきます。本日も長時間に渡ってしまい申し訳ありませんでした。議事が終了いたしましたので、事務局にマイクをお戻しします。お願いします。

事務局 はい、阿部会長、進行ありがとうございました。

(小幡係長) それでは最後に事務的なご連絡申し上げます。本日の議事に関しまして、追加のご意見等がございましたら、11 月 1 日水曜日までにファックスやメール等で事務局あてご送付いただきますようお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にも

平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）

お送りいたしますので、これに加除修正いただき、ご返送いただければと考えております。ご回答いただいた内容に基づき、事務局にて修正作業を行い、議事録として決定させていただきます。

また、次回の会議は 11 月 28 日を予定させていただいておりますが、市役所本庁舎ではなく福祉プラザでの開催を予定しております。会場の都合により、駐車場の確保ができませんので、公共交通機関のご利用について、ご協力いただきますようお願いいたします。

(6) 閉会

事務局 (小幡係長) それでは以上をもちまして、平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会第 5 回を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、長時間に渡りご審議いただき、ありがとうございました。

署名人 坂井 伸一

